

平成29年3月23日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、18都道府県の41人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 18都道府県41人

(北海道2、茨城県2、埼玉県2、千葉県2、東京都6、神奈川県3、新潟県2、石川県1、福井県1、長野県1、愛知県2、京都府3、大阪府4、兵庫県2、広島県3、香川県1、福岡県3、宮崎県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成29年3月31日